

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」修正内容（令和5年6月14日）（赤文字が修正部分）

p 23 質疑応答集（Q&A）

問3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。

（現記載）

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水（有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上））又は亜塩素酸水（遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上）による清拭消毒を行います。ディスポーザブルの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

（中略）

（参考）日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版」

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=3

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

2 集客施設を運営する方へ（飲食店、小売店など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

（修正案）

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 10ppm（10mg/L）以上、含量（総塩素量＝有効塩素濃度）400ppm 以上）、次亜塩素酸水（有効塩素濃度 80ppm 以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は 100ppm 以上））による清拭消毒を行います。ディスポーザブルの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

（中略）

（参考）日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版」

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=490

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け）

2 集客施設を運営する方へ（飲食店、小売店など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）

問9 「感染の疑いがある患者を診察する際、医療者はどのような準備や装備が必要ですか？」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

#Q9

p 2 8

(現記載)

【使用する納体袋について】

- ・アウターと インター が分かれている納体袋を使用する場合、アウターを開けてお顔が見えるようにインナーは透明のものを使用してください。

(修正案)

【使用する納体袋について】

- ・アウターと インナー が分かれている納体袋を使用する場合、アウターを開けてお顔が見えるようにインナーは透明のものを使用してください。